

報道資料提供	
令和7年 5 月20日	
和歌山地方税回収機構	
担 当	濱本・楠見
連絡先	073-422-3630

令和 6 年度和歌山地方税回収機構の活動結果について

和歌山地方税回収機構では、令和 6 年度の1年間で、市町村税等（延滞金含む）を約 2 億6,000万円徴収しました。

なお、当機構が平成18年4月に設立されてから令和 6 年度までの19年間で、徴収金額は約90億4,000万円となり、移管予告催告を出すことにより市町村で納付された予告効果分も含めると約169億円の徴収実績となります。

これまでの機構や各市町村の取組によって、県内市町村の地方税に係る収入未済額は年々減少しており、これを受けて当機構の引受額や徴収額も減少傾向にあります。

引き続き当機構では、搜索を含めた徹底的な財産調査と差押えを行い、差押財産の定期的な公売等を実施することにより、さらなる税収の拡大と税負担の公平性の確保に努めてまいります。

令和 6 年度の状況

1 徴収状況

○27市町から666件、約 4 億7,000万円の処理困難な滞納事案を引き受け、前年度の引受事案と併せて、令和 6 年度は約 2 億6,000万円を徴収し、保全額（差押済みであるが、換価していない財産等）と合わせて約 3 億3,000万円の税収を確保しました。

2 差押、搜索の状況

- 引き受けた滞納者全員の財産調査を行い、2,029件の差押えを実施しました。
（19年間で31,718件）
- 滞納者宅等の搜索を128件実施しました。
（19年間で1,823件）

3 税収確保の効果

- 市町村が、滞納者に対して当機構への移管を予告した結果、市町村に約 2 億2,000万円の納付と約5,000万円の納付約束があり、合わせて約 2 億7,000万円の予告効果がありました。
- 当機構による確保額の約 3 億3,000万円と合わせて、約 6 億円の税収確保の効果がありました。

☞「和歌山地方税回収機構」は、地方自治法第284条第2項の規定により、市町村の滞納事案を処理するために県内の全市町村が共同で設立した一部事務組合です。

※ 裏面には「これまでの和歌山地方税回収機構の活動結果」を記載しています。

